

条」に改める。

第二十一条の二第一項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改める。

第二十一条の三中「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に、「第十五条の三第一項及び第二項の措置」を「その事業」に、「知的障害者等」を「知的障害者」に改める。

第二十一条の四中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、「第十六条第一項第二号」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四章中第二十一条の八を第二十一条の九とし、第二十一条の五から第二十一条の七までを一条ずつ繰り下げ、第二十一条の四の次に次の一条を加える。

(知的障害者デイサービスセンター)

第二十一条の五 知的障害者デイサービスセンターは、第十五条の三第二項の措置に係る者を通わせ、同項の厚生省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

第二十二条第一号の二中「第十五条の三第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二十三条第二号の二中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第二十五条第一項中「知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム」を「知的障害者デイサービスセンター」、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設」に改め、同条第二項中「第二十二條」を「第二十二條第一号の二」に、「のうち、第十五条の三第一項の規定による行政措置に要する費用については」を「について」に改める。

第二十六条第一項第一号の二及び第三号中「知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム」を「知的障害者デイサービスセンター」、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設」に改め、同条第二項中「第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の」を「第二十二條第一号の二の規定により市町村が支弁した費用又は第二十三條第二号の二の規定により都道府県が支弁した費用について、その」に改め、各号を削る。

第二十七条の二中「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める。

第三十条の二第一項中「社会福祉事業法第六十五条から第六十七条まで」を「社会福祉法第七十条から第七十二条まで」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則第二項（見出しを含む。）中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第七条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

「第三章 実施機関及び

第一節 実施機関等

第二節 居宅生活支

第一款 支援費の

第二款 指定居宅

第三節 居宅介護、

目次中「第三章 援護を行う者及び福祉の措置（第九条―第十七条の四）」を

更生援護

（第九条―第十五条の四）

援費及び施設訓練等支援費

支給（第十五条の五―第十五条の十六）

支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（第十五条の十七―第十五条の三十一）

に、「第三十一条」

施設入所等の措置（第十五条の三十二―第十七条の二）

を「第三十二条」に改める。

第二条第一項中「保護」の下に「（以下「更生援護」という。）」を加える。

第三条中「福祉の措置」を「更生援護」に改める。

第四条第六項中「第十三条第三項」を「第十一条第二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「第十六条第三項」を「知的障害者地域生活援助に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項」に、「同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助を行う」を、「知的障害者地域生活援助を提供する」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第十五条の三第三項」を「知的障害者短期入所に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項」に、「を同項の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う」を「につき、知的障害者短期入所を提供する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第十五条の三第二項」を「知的障害者デイサービスに係る第十五条の五第一

項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項」に、「を同項の厚生労働省令で定める施設に通わせ、その者につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を「(その者を現に介護する者を含む。)につき、第三項の厚生労働省令で定める施設に通わせ、知的障害者デイサービスを提供する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第十五条の三第一項」を「知的障害者居宅介護に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項」に、「その者の居宅において同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を「知的障害者居宅介護を提供する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を同条第六項とし、同項の前に次の五項を加える。

この法律において、「知的障害者居宅支援」とは、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び知的障害者地域生活援助をいう。

2 この法律において、「知的障害者居宅介護」とは、十八歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「知的障害者デイサービス」とは、十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

4 この法律において、「知的障害者短期入所」とは、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の知的障害者につき、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

5 この法律において、「知的障害者地域生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

第五条に次の四項を加える。

2 この法律において、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支

援及び知的障害者通勤寮支援並びに心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において提供される支援をいう。

3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練をいう。

4 この法律において、「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設（知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する知的障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をいう。

5 この法律において、「知的障害者通勤寮支援」とは、知的障害者通勤寮に入所する知的障害者に対して行われる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導をいう。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 実施機関及び更生援護

第三章中第九条の前に次の節名を付する。

第一節 実施機関等

第九条を次のように改める。

(更生援護の実施者)

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が、知的障害者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住地の市町村が、その者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかつた者であるときはは入所前におけるその者の所在地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業

務を行うこと。

- 4 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「知的障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。
 - 5 市町村長は、十八歳以上の知的障害者につき第三項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。
- 第十二条から第十四条までを削り、第十一条を第十四条とする。

第十条第一項中「知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「知的障害者福祉司」という。）」を「その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司」に改め、同条第二項中「市及び福祉事務所を設置する町村は」を「市町村は、その設置する福祉事務所」に改め、同条第四項を削り、同

条第三項中「知的障害者福祉司」を「市町村の知的障害者福祉司」に改め、同項第二号中「第十三条第一項第二号に規定する」を「第九条第三項第三号に掲げる」に、「専門的技術」を「専門的な知識及び技術」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十一条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 知的障害者の福祉に関し、第十一条第一項第二号ロに掲げる業務を行うこと。

第十条第五項を次のように改める。

5 市の知的障害者福祉司は、第十条第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

第十条を第十三条とし、第九条の次に次の三条を加える。

(市町村の福祉事務所)